

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開 (平成26年度上半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人NHK交響楽団	芸術文化振興基金助成金 (「Music Tomorrow 2014」に 対して)	1,000,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (「アリスのクラシックコンサート「5 つの魔法の声」」に 対して)	7,000,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (「ニッセイ名作シリーズ ニッセイ 名作鑑賞教室2014/NISSAY OPERA 2014 オペラ「アイナダ マール(涙の泉)」」に 対して)	9,000,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人アフィニス文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「アフィニス夏の音楽祭 2014 山形」に 対して)	3,500,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団サマーフェ スティバル2014」に 対して)	14,000,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人ジェスク音楽文化振興会	芸術文化振興基金助成金 (「第35回霧島国際音楽祭 2014」 に 対して)	7,500,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人東京オペラシティ文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「コンポージアム2014」に 対して)	6,500,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティ バル組織委員会	芸術文化振興基金助成金 (「パシフィック・ミュージック・フェ スティバル(PMF)2014」に 対して)	3,500,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益社団法人日本バレエ協会	芸術文化振興基金助成金 (「第36回全道バレエフェスティバ ル・イン・サッポロ」に 対して)	3,500,000	-	平成26年6月24日	-	公社	国所管
公益財団法人松山バレエ団	芸術文化振興基金助成金 (「夏休みスペシャル「白鳥の湖」 より スペシャルバージョン」に 対して)	1,800,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益財団法人大槻能楽堂	芸術文化振興基金助成金 (「大槻能楽堂自主公演能 ナイト シアター 上町塾」に 対して)	300,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管
公益社団法人能楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「クリスマス能」に 対して)	300,000	-	平成26年6月24日	-	公社	国所管
公益財団法人文楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「文楽地方公演 10月・3月 (全 国)」に 対して)	27,000,000	-	平成26年6月24日	-	公財	国所管

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人当道音楽会	芸術文化振興基金助成金 (「第133回 定期演奏会 ~ 平安京 風雅のめざめ ~」に対して)	400,000	-	平成26年6月24日	-	公社	国所管
公益社団法人日本奇術協会	芸術文化振興基金助成金 (「震災復興支援公演「伝手品」」に対して)	1,100,000	-	平成26年6月24日	-	公社	国所管
公益財団法人江戸系あやつり人形結城座	芸術文化振興基金助成金 (「結城座380周年記念公演 第一弾 岡本綺堂 半七捕物帳異聞」に対して)	3,000,000	-	平成26年7月11日	-	公財	国所管
公益財団法人江戸系あやつり人形結城座	芸術文化振興基金助成金 (「結城座旗揚げ380周年記念公演 第二弾 結城座×渡辺えり「オールド・リフレイン」(仮題)」に対して)	2,500,000	-	平成26年7月11日	-	公財	国所管
公益社団法人日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金 (「高校生のための巡回公演」に対して)	25,000,000	-	平成26年7月11日	-	公社	国所管
公益社団法人教育演劇研究協会	芸術文化振興基金助成金 (「小規模小学校巡回公演」に対して)	4,000,000	-	平成26年7月11日	-	公社	国所管
公益社団法人日本児童青少年演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「児童青少年演劇地方巡回公演」に対して)	15,000,000	-	平成26年7月11日	-	公社	国所管
公益財団法人現代人形劇センター	芸術文化振興基金助成金 (「「森と夜と世界の果てへの旅」中部・東北地方公演」に対して)	1,000,000	-	平成26年7月11日	-	公財	国所管
公益財団法人サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「「徒然草——美術で楽しむ古典文学」」に対して)	2,200,000	-	平成26年7月17日	-	公財	国所管
公益財団法人泉屋博古館	芸術文化振興基金助成金 (「茶の湯釜の美」に対して)	2,000,000	-	平成26年7月17日	-	公財	国所管
公益社団法人日本アマチュアオーケストラ連盟	芸術文化振興基金助成金 (「第42回全国アマチュアオーケストラフェスティバル甲府大会」に対して)	1,200,000	-	平成26年9月29日	-	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。